

重要事項説明書

智太合同会社

放課後等デイサービス はるの樹+（ぷらす）

令和4年4月現在

放課後等デイサービス はるの樹+ 重要事項説明書

この重要事項説明書は、放課後等デイサービス はるの樹+（以下、「事業所」という。）とサービス利用契約の締結を希望される方（通所給付決定保護者）に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者名称概要

名 称	智太合同会社
法 人 所 在 地	長崎県西彼杵郡時津町久留里郷1013番地25
電 話 番 号	090-4581-8019
代 表 者 氏 名	代表社員 小島 雅美
設 立 年 月 日	2014年（平成26年）11月13日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	放課後等デイサービス
事 業 所 の 名 称	放課後等デイサービス はるの樹+（ぷらす）
事 業 所 の 所 在 地	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷572-33
連 絡 先	電話：095-800-3628 FAX：095-800-3947
管 理 者 氏 名	小島 雅美
児童発達支援管理責任者	小島 雅美
定 員	10名
事 業 所 番 号	4251500106
指 定 年 月 日	2018年（平成30年）7月1日

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	<p>智太合同会社（以下、「事業者」という。）が開設する放課後等デイサービス事業所「はるの樹+（ぷらす）」（以下「事業所」という。）が行う放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。</p>
運営方針	<p>①事業所は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。</p> <p>②事業の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定放課後等デイサービスの提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>③事業の実施に当たっては、地域及び家族との結びつきを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>④前三項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

4. 営業時間とサービス提供時間

<p>営業日 及び 営業時間</p>	<p>月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 月曜日から金曜日 9:00～19:00 土曜・長期休業日 9:00～18:00</p>
<p>サービス提供日 及び サービス提供時間</p>	<p>月曜日から土曜日 ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。 月曜日から金曜日 放課後～17:00 土曜・長期休業日 9:00～16:00</p>

※ サービス提供時間外、ご家族の急な外出等での利用希望の際は、ご相談ください。

5. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、時津町、長与町とします。ただし、この地域以外に居住する児童に対し、支援の提供を行うことを妨げるものではありません。

6. 職員の体制

職 種	業 務 内 容
管 理 者	常勤1名（児童発達支援管理責任者と兼務） 管理者は、従業員の管理、放課後等デイサービスの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	常勤1名（管理者と兼務） 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する障害児に対する継続的なサービス管理や評価を行うとともに、障害児及び障害児の保護者並びにその家族に対し、その内容等について説明を行います。また、他の従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行います。
児 童 指 導 員 等	児童指導員 常勤2名 非常勤3名 保育士 常勤3名 その他の従業者 非常勤1名 個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。
看 護 師	常勤1名 非常勤2名（児童指導員と兼務） 医療的行為に必要な障害児に対し適切に処置を行います。また障害児の保護者に対し適切に指導等を行います。

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 設備の概要

設 備 の 種 類	室 数	備 考
指 導 訓 練 室 学 習 室	2 室	生活能力向上に必要な指導、訓練や集団レクリエーションを行います。
静 養 室	1 室	静養・休養の際に使用します。
事 務 室	1 室	鍵付き書庫を設置し、個人情報を保護します。
面 談 室	1 室	
ト イ レ	2 つ	洋式トイレを用意しています。
浴 室	1 つ	入浴・シャワー浴ができます。
キ ッ チ ン	1 つ	給湯設備あり、お茶の準備やおやつなどの軽食を調理できます。

8. サービスの内容

①放課後等デイサービス計画の作成

②個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行います。

③集団療育

療育目標を設定した集団プログラムに沿った集団指導を行います。

④関係機関との連絡

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図ります。

⑤健康状態の確認

健康状態を観察、体調不良時には家族や医療機関と連携し、健康面の支援を行います。

⑥送迎サービス

送迎を必要とする児童には、必要な送迎サービスを行います。

⑦相談、助言

必要によっては相談及び助言を行います。

9. 利用料金と支払方法

1. 利用料

利用者から児童福祉法に規定する額の支払いを受けます。なお、当事業所の利用に対しては通所給付費が支給されます。

通所給付費は、当事業所が代理受領いたしますので利用者が当事業者に支払う利用料は、通所受給者証に利用者負担額として記載された額となります。

2. 利用者負担の上限管理

支給決定時に負担の上限額の見込みがあるとして市町が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。

3. 前記の料金・費用は1ヶ月毎に利用日数に基づいて計算し、請求書を発行します。保護者に料金・費用の合計額を翌月20日までに、お支払いいただきます。

4. 障害福祉サービス給付費については、別紙のとおり。

※放課後等デイサービス給付費の対象外のサービス

1. 食事（昼食代金：実費負担。お弁当等の持参も可能です。）

2. 各種体験活動に参加した際の実費相当分

3. おやつ代金（1日50円）

4. 療育支援等に係る費用（1日50円）

10. 利用に際しての留意事項

面 会	事務所又は職員にご連絡ください。なお、ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。
食 事	自宅から弁当を持参していただきます。また指定業者へ弁当注文して頂くことも可能です。
宗教活動	利用者の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等は行いません。
貴重品管理	利用者の責任において管理していただきますが、自己管理できない場合は、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物の持ち込みは禁止いたします。その他はご相談ください。

11. 協力医療機関

中川外科医院 中川 元道 医師

〒852-8052 長崎市岩屋町 20 番 25 号 電話 095-856-3320

12. 非常災害時の対応

平常時の訓練	職員により避難訓練を実施し、誘導訓練をいたします。 8月・3月 年2回実施予定
防火設備	火災報知器（2） 消火器（1）

13. 事故発生時、緊急時の対応

施設の営業時間（送迎時間を含む）中に、利用者の事故が発生した場合または利用者の病状の急変が生じた場合は、利用者の身体及び生命の確保を最優先に行うこととし、速やかに協力医療機関または利用者の主治医その他医療機関に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。また利用者の家族と時津町にも速やかに連絡します。

（損害賠償）事業者の責に帰すべき事由による事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 利用者の記録や情報の管理、開示について

1. 事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理します。なお、保存期間はサービス提供日から5年間とします。
2. 事業者は、利用者の求めに応じて、事業者が管理する当該利用者の記録や情報を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。
3. 事業者は、従業員が業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約時に提示

します。

4. サービス提供にあたり、他の機関との連携を行う際、利用者またはその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ利用者又は保護者の同意を得て行うものとします。

5. 受給者証の確認

当事業所では、利用者へのサービス提供を円滑に行うため、受給者証のコピーを利用者に求め、管理させていただきます。また「住所」「利用者負担額」「支給量」など受給者証の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所にお知らせください。

15. 苦情・要望の受付について

1. 苦情等申立先

(事業所内)

窓口担当者 保育士 松尾 美香

苦情解決責任者 管理者 小島 雅美

受付日・時間 月曜日から金曜日まで(休業日を除く) 午前9時から午後5時

電話 095-800-3628

(第三者委員) 学識経験者 金松 敏信

学識経験者 宮本 佳子

(その他の窓口) 時津町役場福祉課 電話 095-882-2211

長与町役場福祉課 電話 095-883-1111

16. 虐待防止について

事業者は、障害児及び通所給付決定者の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者 管理者 小島 雅美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

(5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

17. 損害賠償保険

当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険
保 險 名	福祉事業者総合賠償責任保険
賠償の概要	賠償責任保険普通保険約款集のとおりとします

放課後等デイサービスの利用にあたり、契約に際し利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業所

(所在地) 西彼杵郡時津町浜田郷 572-33

(名 称) 放課後等デイサービス はるの樹+ (ぷらす)

(説明者) 印

私は契約書及び本書面により、これから利用する放課後等デイサービス事業の重要な事項について、事業所から説明を受け、これに同意しました。

利用者

(氏 名)

保護者

(住 所)

(氏 名) 印

利用者との関係 ()